

給与・ボーナス減らしていい?(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、会社の売上げが激減してしまったことで、従業員の方のお給料やボーナスを減らすことができるのか、というお話を致します。

まず、従業員さんの給与を減らすことはできるのか、ということですが、大原則として、従業員の給与を減額するためには、その従業員の個別の明確な同意が必要となります。

ですので、もし同意なく一方的に給与を減額してしまうと、後で減額した分を請求されてしまうおそれがあります。そのため、どうしても給与を減額しないといけないというときは、従業員さんに会社の状況を説明した上で、給与減額についての明確な同意書を得ておくことが望ましいと考えます。

では、次に、従業員さんのボーナスを減額したり、支給しないとすることはできるのでしょうか。

これは、会社において、ボーナスを支給し、そして、いくら払うのかということがルールとして決まっている場合には、給与と同じ扱いとなりますので、会社が一方的に減額したり、支給しないとすることはできないと考えられています。この場合には、やはり、個別の同意が必要になってきます。

でも、ボーナスを払うかどうか、もともと会社の一方的な裁量、すなわち、その都度会社が、払うかどうか、また、その金額も決めていたのであれば、その場合のボーナスは給与ではありませんので、状況により、減額したり、支給しないとすることもできると考えられます。